

すもとオープンファクトリープラス（＋）2026事業企画及び運營業務 仕様書

本仕様書は、洲本市が実施する「すもとオープンファクトリープラス（＋）2026事業」の業務について必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

すもとオープンファクトリープラス（＋）2026事業企画及び運營業務

2 事業の目的

若者の地域定着を目指し、Uターンの促進につながるきっかけづくりとして、下記のテーマを達成することを目的とする。

テーマ1：「伝える」……洲本市のまちの魅力や産業の魅力を伝える。

テーマ2：「ファンづくり」……洲本市で働く人や事業所のファンをつくる。

テーマ3：「つなぐ」……まちで暮らす人や働く人、学ぶ人、訪れる人をつなぐ。

3 業務概要

中学生や高校生等の若年層に対し、地域産業への興味関心を高めることを目的として、市内事業者等による体験型ワークショップを中心としたイベント「すもとオープンファクトリープラス（＋）2026事業」を企画・運営する。

また、当該事業の機運醸成を図るためのキックオフイベント、予告イベント、その他関連する広報・周知施策を実施するものである。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 履行場所

洲本市域内

6 事業開催時期（予定）

令和8年11月から12月までの間を予定する。ただし、事業の進捗状況等により、洲本市と協議の上、令和9年3月31日までの間で開催することができる。

7 業務内容

（1）事業の企画

① 洲本市の産業の特徴に十分配慮して、そのメリットを生かした企画提案を行い、実

施すること。

- ② 次年度以降、受託者の支援を要せずに継続実施できる仕組みづくりを踏まえて、本事業を実施すること。
- ③ 委託期間内に確実に実施できる企画内容とすること。
- ④ 参加事業者の募集及び選定
 - ア 参加事業者の募集に関しては、関係機関と連携し、候補事業者の把握に努めること。
 - イ 参加事業者の選定については、洲本市と協議すること。
- ⑤ 参加事業者の行う事業の魅力が伝わるような企画を行い、必要な支援を行うこと。

(2) 事業の運営（付随する事業の運営も含む）

- ① 参加事業者等に対する謝金の支払いを行うこと。
- ② 会場の選定・設営等の準備及び事業当日の運営を行うこと。なお、会場使用料は委託費に含めるものとする。

(3) キックオフイベント及び予告イベントの企画・運営

事業の機運醸成及び周知を図るため、キックオフイベント並びに予告イベントを企画・運営すること。なお、これらのイベントは、参加事業者相互の理解促進や交流の機会としても機能するよう工夫すること。

(4) 広報

イベントの周知と集客のため、受託者のネットワークや媒体を活用し、幅広くイベント開催の周知を行うこと。

(5) 報告業務

来場者及び参加事業者に対するアンケートを実施し、その回答内容を集計の上、提出すること。また、参加事業者数や来場者数、各コンテンツの参加人数等、開催状況を報告すること。

- ① アンケートの実施（来場者、参加事業者）
- ② 参加事業者を対象とした振り返りの実施
- ③ 開催結果報告書の作成

(6) その他

- ① 事業全般にわたり、洲本市の特性及び事業の効果を最大限に活かすために、経験やノウハウを十分に発揮すること。
- ② これまでに実施してきた内容と連動するように実施し、会場選定や開催日時につ

いては、多くの集客を見込めるよう工夫すること。

8 業務履行報告及び業務完了報告

- (1) 受託者は、業務の履行状況について、定期的に洲本市へ報告すること。
- (2) 受託者は、業務完了後速やかに、業務完了報告書を洲本市へ提出すること。

9 事業実施にあたっての注意事項

(1) 協議

受託者は、事業の実施にあたり、洲本市と十分協議の上、実施するものとする。

(2) 秘密の保持

受託者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(3) 法令等の遵守

受託者は、委託業務を行うにあたり、関係法令を遵守すること。

(4) 個人情報の取扱い

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う際には、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令を遵守すること。

また、個人情報漏洩が発生した場合は、速やかに洲本市に報告すること。

(5) 知的財産権の取扱い

受託者は、委託業務の実施に当たり、受託者が従前から有する知的財産権又は第三者が有する知的財産権を使用する場合は、必要な権利処理を行い、洲本市による成果品の利用に支障が生じないことを、書面等により確認しなければならない。

(6) 成果品等の事後使用について

受託者から洲本市に納品された成果品は、今後、受託者に確認することなく洲本市及び洲本市が認める団体が主催して行う事業に活用することができるものとする。

(7) 業務の再委託について

受託者は、委託業務を一括して第三者に再委託することができない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、洲本市と協議の上、業務の一部を再委託することができる。

(8) 管理義務

- ① 受託者は、委託業務の遂行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が洲本市の責めに帰すべき事由による場合においてはこの限りでない。
- ② 受託者と参加事業者等との間に生じたトラブルの対応については、原則として受託者の責任において行う。また、委託業務の責任者から洲本市への報告は速やかに行うこと。

(9) 資料等の提供

委託業務の実施にあたり、両者協議の上、洲本市は委託業務に必要な書類等の作成・分析に必要な資料等の提供を行う。

(10) その他

- ① 契約期間終了後、受託者の責めに帰すべき事由による不備などが発覚した場合、受託者は速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。
- ② 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。